

浪江町農業委員会総会議事録 (令和4年6月定例会)

1 開催日時 令和4年6月20日(月)午後1時30分から午後2時14分

2 開催場所 浪江町地域スポーツセンター 会議室

3 出席委員(11人) 欠席委員(1人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	5番	鈴木 幸子	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(欠)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(9人)

浪江地区担当	和泉 亘
浪江地区担当	川島 優
幾世橋地区担当	安部 正之
請戸地区担当	脇坂 薫
大堀地区担当	桑原 泉
苅野地区担当	藤田 一宏
苅野地区担当	横山 良男
津島地区担当	木幡 一郎
津島地区担当	関場 健治

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	3件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	1件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
事務局係長	半杭 めぐみ
副主査	早川 翔大

議長 それでは、只今より6月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は11名でございます。また、推進委員数は9名で
ございます。
定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたと
おり3番山本委員および5番鈴木幸子委員をお願いいたします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権
移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員 幾世橋地区担当の安部です。譲受人の・・・さんと、譲渡人の・・・さん。・・・
さんは高齢のため電話対応が難しいという事で、・・・さんの方に譲渡人の
ことを確認しました。・・・さんが高齢のため、生前贈与をしたいという事
を話しておまして、・・・さんが譲り受けるという事で話が決まったとい
うことです。それで農地に付いては、今すぐに耕作は出来ませんが、完了
していきながら、いずれ作れる環境が有れば作って行きたいということ
です。トラクターはありますが、・・・さん本人は、一切扱えないという事
でした。審議の方よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員
の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第1号1番に原案のとおり承認を与え
ます。
つづきまして、議案第2号農地法第3条の規定による申請に対し審議の
件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 立野地区担当の横山です。17日に電話で確認しました。・・・さんは現在、・・・
県に避難しており、農業再開の件は考えていないとの事。被設定人の・・・
さんは、現在・・・市・・・区に在住で、勤めていた・・・も本年に定年退職し、
今後タマネギの作付けを実施するため、今回の件は・・・さんから甥にあた
る・・・さんに、農地管理をお願いするかたちで実施することになりました。
審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第2号農地法第3条の規定による申請に対し審議の件、貸借権設定2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 安部推進委員 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。
幾世橋担当の安部です。設定人と被設定人の、〇〇さんと〇〇さんには6月19日電話にて確認しました。当初1年の期間で貸借の期間で契約をしていましたが、ハウス等設備を揃えまして、これから本格的に取り組むという事で、延長したいという事で、〇〇さんが、〇〇さんから相談を受けまして、今回延長をすることで、話が決まったということです。現行どおり管理して行くという事なので、特に問題となることは無いと思います。近隣のトラブルについても特に心配は無いと思います。審議の方よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第2号2番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第2号農地法第3条の規定による申請に対し審議の件、貸借権設定3番について事務局の説明を求めます。

事務局 はい、案件の説明の前に、農地法第3条の不許可の例外について説明させていただきます。法人が農地の権利を取得する場合は、原則、農地法第3条第2項で、農地所有適格法人である場合、または解除条件付きでの貸借の場合しか認められないこととなっておりますが、例外規定として農地で行う耕作の事業が法人の主たる業務の運営に欠くことができない試験研究の場合は認められるものとなっております。本案件はこの事由に該当する案件として事務局で受付をいたしました。このことについて、申請書では、議案書ページ2-32の特殊事由により申請する場合の記載事項の(2)にチェックがされています。また、議案書を閉じる際にページが前後してしまい大変申し訳ありませんでしたが、2-31に事業内容が記載されてお

ります。また、本事業の内容については、本日お配りしております追加資料に記載されております。
それでは、議案を読み上げます。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 立野地区担当、横山です。・・・さん、・・・さん、・・・さんは、一家で現在・・・市に避難中で、・・・さんは現在復興組合に加入し、・・・から浪江に通い復興組合で活躍中です。次に、・・・さんは現在・・・市に避難中で農業再開の意思は無いそうです。・・・さんは、現在、・・・県・・・市に避難中で農業の再開の考えは無いそうです。・・・さんは、現在・・・市に避難中で、再開は考えていませんという事で、・・・さんは、現在・・・村に避難中で、後継者も無く農業再開は考えていないそうです。・・・さんは、現在浪江在住で、復興組合で活躍中です。なお、・・・さん・・・さん・・・さんは、震災前より酪農組合に農地管理をお願いしており、飼料作物を耕作していたそうです。被設定人の・・・さんは、未だ公表していないので詳しくは話せないとの事で、1年契約はしたそうです。1年で終わるかどうかは不明です。今後、・・・では別の所で実施するかも知れませんかとの事です。耕作物はトウモロコシ、ソルガムを作る予定です。現在、酪農組合所有の機械ではソルガムの収穫は困難なそうです。幹が太いとの事です。今回の件は、経産省、福島県浪江町酪農組合が参加しており、正式発表はそのうちあるかも知れませんかとの事で、審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい。9番。

中野委員 はい。9番、中野です。この農地の他にもっと有るような感じなんです。特に、・・・字・・・番地かな。その隣も栽培されているのになぜ抜けているのか。私の農地の隣なんでちよくちよく見てるもんですから。ここいっぱい作ってるなあと。約5反近く抜けているんじゃないかと感じます。それから、今、地元の方から説明ありましたがけれども、かなりシークレットな事ばかりで、ハッキリ言えないのは可笑しいんじゃないかなと思います。以上です。

議長 この件に関して説明をお願いします。事務局。

事務局 それでは2点質問を頂いたと思うんですけども。今回、・・・の試験研究に関わる部分は、今回の申請農地で行われておりまして、その他の・・・地区の試験栽培、別の飼料作物の試験栽培のところ、県事業の試験栽培のところ、県事業の試験栽培もごさいますので、そちらは今回、・・・の事業からは外れているんだと思うんです。・・・さんもその辺は、権利関係はしっかりとしておりますので、そこから外れているのは、地区の独自の取り組みとしてされてるという内容でございます。もう一点は、企業秘密という言い方をされたかと思うんですが、今回聞いておりますのは、土地の肥沃土を可視化して効率的な施肥のしかたを研究しますという事を聞いてお

ります。ただ、それに上乗せして補助事業、国や県の補助事業を使ってシステム開発のところまで繋げていきたいと考えておりますけど、システム開発は、現在、そこに対象事業として申請中なので、システム開発の中身までは詳しくお伝えすることは出来ませんという内容だったかと思いません。

議長 はい。よろしいでしょうか。はい。9番。

中野委員 はい。・・・さんがやる部分。それから、田んぼを借りて飼料、WCS用。それと隣の畑は別な組。分かんなくなってくるんだけども。・・・さんは分かってんだけども。別なのは逆に賃貸でなくていいのかな。どんなふうになってんのかな。

山本委員 そこは後で説明受けました。

中野委員 了解です。

山本委員 それ・・・さんがやってるやつだから。

中野委員 続いているから分かるのかなって。

山本委員 分かっている。町で管理してるから。

中野委員 はいそうですか。

議長 宜しいですか。大丈夫ですか。
はい。3番。

山本委員 はい。この・・・さんの契約は1年若しくは、2年になるかも知れないという話だったんですけども。・・・さんでなかったら、来年又もう一回農業委員会に掛かるのかというのが1点と。これ最長3年なんだか、何年だかというのは、5年とか分からないですが、ルールあったら説明お願いします

議長 はい。事務局

事務局 はい。ご質問いただいた件ですが。申請者が変わる場合は、また、農業委員会に申請して頂くようになりますので、その際は手続きを取っていただくように指導していきます。また、こちらの特例に付いては、その期間は特に定めはありません。

事務局長 事務局補足で説明させていただきます。今、1年借りて取り組みたいと。どのぐらいの想定なのかというところは、一応お話しは頂いておりますけれども、確定では無いんですけども、3年程度を考えておりますという事でございます。

議長 はい。2番。

鈴木敬二郎委員 法令の解釈についてちょっとお伺いしたいなという事ですが。先ほども申し上げた試験研究。例外規定として認められるという事なんです。これ読むと、法人の主たる業務の運営に欠くこと事の出来ない試験研究なんですけど、・・・さんにとって、主たる業務に欠くことが出来ないとはどういう風に解釈なさったのかなというところをお伺いしたいと思います。

議長 はい。事務局。

事務局 ありがとうございます。・・・さんが今後取り組んでいく脱炭素。流れで行きますと、水素などの、カーボンフリーの燃料を目指すということ。ただ、植物由来のアルコールや、合成燃料というところを、今後、企業戦略として視野に入れていくと。その基となる基礎データを集積するために今回取り組みたいという事の目的もあると聞いております。

議長 はい。その他にご質問、ご審議ありますか。
(質疑無し)
それでは異議なしと認めてよろしいですか。
異議なしと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第2号3番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)
議案書ページ3-8をお開きください。申請地はページ中央の赤でしめされている、・・・跡地の西側の農地となります。農地の種類としましては、都市計画用途区域の近隣商業地域内の農地であり第3種農地となるため、原則転用が許可される農地であり立地基準は問題ありません。また、一般基準については、まず、申請者より資力を証する書類として残高証明の写しの提出を受けており、問題ないことを確認しております。その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からも、周辺農地への影響等については特段問題ないものと考えられます。本案件は3,000㎡以下の非線引都市計画用途地域内農地となりますので、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしくお願いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

和泉推進委員 浪江担当推進委員の和泉です。・・・様、こちら電話で確認したところ、管理が出来ないという事で・・・建設様のほうに所有権移転という事で、申請書にある通り、資材置き場という事で申請でした。6月15日に、1番委員、12番委員、議長とともに、・・・行政書士様の立会のもと、現地確認いたしました。当日なんですけれども、草刈りの方は行われておらず、一寸現地確認は出来て無かったんですけども、本日、こちらに来る前に確認し

たところ、草が刈ってあったので、現地確認が出来るような状況になっておりました。使い方としては、重機資材等を置く事だそうです。こちら、浪江町のメイン通りになるのと、近隣に住宅が多いことで、・・建設様のほうで、近くの家の方は挨拶をして、重機を置かせてもらうという事を確認取りましたので問題ないと思います。審議の方よろしくをお願いします。

議長 つづきまして、現地調査員の説明をお願いします。

原田委員 はい。1番原田です。6月15日、午後から、会長、若月委員、安部推進委員と和泉推進委員と事務局9名で実施しました。事務局さらに推進委員から説明のあったとおりです。先ほど若干説明のあったように、周辺には全く農地は無いといったところで、他の農地に影響を及ぼすものは一切無いという風に見受けられました。さらに、雨水関係でありますけれども、これについても、土側溝等を掘って実施するといったところでもありますので、それについても問題は無いのかなど。周囲の土地、宅地等の影響ですけれども、境界の部分に1.5メートル程度の平版を設けて、土砂の流失を防ぐといった対策も行うといったところなので、他の農地への影響もないと思います。使用の目的も若干説明もありましたけれども、田中建設で事業を行うのに、毎年事業量が増えているという事で資材置き場の場所の確保が必要だといったところで、今回の申請に至ったというところでもありますので、特に問題は無いかと思いますが、皆様の審議よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい。事務局。

事務局 はい。先ほど、地元推進委員、和泉推進委員からお話がありましたが、現地調査の際に草刈りがされておらず、事務局からの指導不足で大変申し訳ありませんでした。翌日には草刈りをして頂いてですね、事務局で現場確認して草を刈った後の写真でですね、今日資料をお配りしております。申し訳ありませんでした。よろしくをお願いします。
それでは質疑に入ります。

議長 質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議案書ページ 4-10 をご覧ください。申請地はページ中央の赤でしめされた田んぼとなります。

農地の種類としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と考えられますので、第 2 種農地に該当すると考えます。転用の目的が RE100 団地の埋蔵文化財発掘調査にかかる残土置き場となり、転用の期間が 4 ヶ月ですので、3 年以内の一時転用となるため、立地基準は問題ありません。また、一般基準については、まず、申請者より資力を証する書類として予算書抄本の写しの提出を受けており、問題ないことを確認しております。そのた、添付の土地利用計画図や事業計画書からも、周辺農地への影響等について特段問題ないものと考えられます。本案件は 3,000 m²以下の一時転用となりますので、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員

幾世橋担当の安部です。設定人と被設定人である、設定人の浪江町担当、課の・・・さん、被設定人の・・・さんが、6 月 15 日の午前中に電話にて確認しました。・・・さんの方からは、前の文化財の発掘調査の出る残土置き場として使いたいということです。あと・・・さんの方は、その内容について書類にて確認していますとのことです。6 月 15 日の午後には原田委員と、若月委員と、町の担当者と現地確認をしました。工業団地の中にあるという事で発掘調査では無いんで、特に問題は無いかと思っておりますので、審議のほうよろしく申し上げます。

議長

つづきまして、現地調査員の説明をお願いします。

原田委員

1 番原田です。先ほど申し上げたように、15 日の午後から会長はじめ 9 名で現地確認をしてまいりました。農地の条件等でありましてけれども、この土地の周囲に付いては、立地、休耕田しか無いといった所であります。さらに、用排水路関係についても、そもそも用排水路の施設が無いので影響を及ぼさないといったような土地であります。事業の内容ですが、先ほど推進委員から説明のあったとおりで、町の整備を進めている・・・産業団地エリアに埋蔵文化財が発見されたといったところで、その土、樹木根などをそこに一旦仮置きをするといった場所になりますので。隣の農地は再開する見込みのある農地とは思えませんので、特に問題無いと思っておりますが皆さん方のご審議よろしく申し上げます。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査員の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 4 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

以上で、上程されたすべての議案の審議が終了いたしました。

令和4年6月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時14分

議長 _____
番 _____
番 _____